

平成30年東松島市教育委員会第4回臨時会議事日程

日 時 平成30年7月5日(木)
午後1時30分
場 所 東松島市役所第3委員会室

1 出席確認

2 開会宣言

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 議案第21号 東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱の全部を改正する訓令について

(2) 議案第22号 平成31年度使用教科用図書採択について

5 その他

6 閉 会

平成30年7月5日

平成30年 第4回
東松島市教育委員会臨時会議案

議案第21号 東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱の全部を改正
する訓令について P1

議案第22号 平成31年度使用教科用図書採択について P12

東松島市教育委員会

議案第 2 1 号

東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱の全部を改正する訓令について

東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱の全部を改正する訓令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 3 0 年 7 月 5 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱の全部を改正する訓令

東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱（平成 1 7 年東松島市教育委員会訓令甲第 3 4 号）

の全部を次のとおり改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、市立中学校の生徒の体力向上及び情操教育の推進に資するとともに、各種大会等（以下「大会」という。）に参加する生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、教育活動の一環として生徒を大会に派遣することに要する費用に対して、予算の範囲内において東松島市立中学校体育・文化活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、東松島市補助金等の交付に関する規則（平成 1 7 年東松島市規則第 2 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象）

第 2 条 補助金の交付対象（以下「補助対象者」という。）は、次の大会に参加する部員（第 4 号にあっては、学校を代表して大会に出場する生徒とする。）及び引率教員並びに大会規定に定める競技に必要な監督（外部指導者を含む。以下「引率教員等」という。）とする。

（ 1 ）中学校総合体育大会

（ 2 ）中学校新人総合体育大会

（ 3 ）音楽コンクール

（ 4 ）前 3 号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める大会

2 前項第 3 号及び第 4 号の大会は、国若しくは地方公共団体又は公共的団体その他市長が適当と認める者が主催又は共催し、かつ、営利を目的としない大会に限るものとする。

3 東北大会及び全国大会の補助対象者は、当該大会に出場登録された生徒及び引率教員等とする。ただし、東北大会及び全国大会が宮城県内で開催された場合は、宮城県大会の区分に準じて補助金を算定する。

4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、宮城県や東松島市から当該大会に係る旅費及び宿泊費を支給された引率教員等については、交付対象としない。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が大会に参加するために要する別表第1に掲げる経費とする。ただし、大会主催者等から補助対象経費に対して補助がある場合は、当該補助に相当する額を補助対象経費の額から除くものとする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の額に別表第2に掲げる大会区分に応じた補助率を乗じて得た額の合計額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、大会に参加する生徒及び引率教員等が在籍する中学校の学校長(以下「学校長」という。)が行うものとし、東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(実績書)(様式第2号)

(2) 収支予算書(精算書)(様式第3号)

(3) 補助対象経費の内容が確認できる書類(見積書等)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金交付決定通知書(様式第4号)により学校長へ通知するものとする。

2 補助金の交付の条件は、規則第5条の規定による。

(実績報告)

第6条 学校長は、補助決定を受けた事業が完了したときは、東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(実績書)(様式第2号)

(2) 収支予算書(精算書)(様式第3号)

(3) 補助対象経費の内容が確認できる書類(請求書等)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条による実績報告書の提出を受けたときは、提出書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告が、適正と認められた場合は、交付すべき補助金額を確定し、校長あて東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金額確定通知書(様式第6号。以下「補助金額確定通知書」という。)により通知する。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は前条による補助金額の確定後に交付するものとする。

- 2 校長は、前条による補助金額確定通知書を受け取ったときは、速やかに補助金交付請求書（様式第7号）に補助金額確定通知書の写しを添えて、市長あて提出すること。
- 3 市長は前項による請求書を受理後30日以内に校長が指定する口座へ補助金を支給するものとする。

（その他）

第9条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日よりも前に開催された大会等に伴う補助金の交付については、従前の例による。

別表第1（第3条関係）

区分		補助対象経費
交通費	公共交通機関を利用する場合	最も経済的と認める経路及び手段により移動した場合の往復運賃の実費相当額とする。
	貸切りバスを利用する場合	必要最低限の仕様及び台数を利用して移動した場合の借上料及び有料道路使用料とする。ただし、公共交通機関を利用した場合と比較し、経済的かつ合理的と判断される場合に限る。
宿泊費		宿泊費に要した実費相当額で、1泊12,000円を上限とする。ただし、出場する大会の開催要項等に協定宿泊料の定めがある場合は、その協定宿泊料とする。
楽器輸送費		楽器輸送に係る経費の実費相当額とする。

別表第2（第3条関係）

大会区分		補助対象経費	補助率
中学校総合体育大会及び 中学校新人総合体育大会	石巻地区大会	交通費	2 / 3
	宮城県大会	交通費	2 / 3
	東北大会	交通費及び宿泊費	2 / 3
	全国大会	交通費及び宿泊費	2 / 3
音楽コンクール等	宮城県大会(地区予選を含む)	交通費	2 / 3
		楽器輸送費	2 / 3
	東北大会	交通費及び宿泊費	2 / 3
		楽器輸送費	2 / 3
	全国大会	交通費及び宿泊費	2 / 3
		楽器輸送費	2 / 3

備考 全国大会及び東北大会が宮城県内で開催される場合は、宮城県大会の区分に準じて補助金を算定する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金交付申請書

文書番号
年 月 日

東松島市長 様

申請者

住所

学校名 東松島市立
校長

学校
印

年度において、次のとおり補助事業を実施したいので、東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱第4条の規定により、金 円を交付されるよう下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業等の名称

2. 補助金交付申請額 金 円

3. 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 補助対象経費の内容が確認できる書類（見積書の写し等）

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

事業計画(実績)書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

学校名

大会名	種目	期日	場所	派遣人数		成績	移動手段	補助対象経費				補助金所要額				負担区分				備考	
				生徒	引率 教員等			交通費	宿泊費	楽器 輸送費	計	交通費	宿泊費	楽器 輸送費	計	市費	市費外 補助	事業主 負担	その他		
合計																					

補助対象経費の内容確認ができる書類(見積書・請求書の写し等)を添付のこと。

様式第3号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額	本年度清算額	比較		備考
			増	減	
市補助金					
計					

2 支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額	本年度清算額	比較		備考
			増	減	
計					

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金交付決定通知書

文書番号

年月日

東松島市立
校長

学校
様

東松島市長

印

年 月 日付 号で申請のあった 年度東松島市立中学校体育・文化活動
補助金(派遣)事業については、東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助
金交付要綱(平成30年東松島市教育委員会規則第 号)第5条の規定により、次のとおり交付決
定したので通知する。

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 交付の条件

- (1) 補助事業の内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

様式第5号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金実績報告書

文書番号
年 月 日

東松島市長 様

報告者 住 所
学校名 東松島市立 学校
校長 校長 印

年 月 日付け東松学教第 号で交付決定を受けた 年度東松島市立中
学校体育・文化活動補助金(派遣)事業について、次のとおり事業を実
施したので、東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱第6条の規定により関係書類を
添えて報告します。

記

1. 補助事業等の名称
2. 補助金交付決定済額 金 円
3. 補助金実績報告額 金 円
4. 添付書類 (1) 事業実績書(様式第2号)
(2) 収支精算書(様式第3号)
(3) 補助対象経費の内容が確認できる書類(請求書の写し等)

様式第6号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金額確定通知書

文書番号

年月日

東松島市立
校長

学校
様

東松島市長

印

年 月 日付け 号で実績報告のあった 年度東松島市立中学校体育・文化活動補助金(派遣)事業について、東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱第7条の規定により次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1. 補助金交付決定済額 | 金 | 円 |
| 2. 補助金確定額 | 金 | 円 |

様式第7号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

補助金交付請求書

額確定通知のあった下記補助金額について請求します。

年 月 日

東松島市長 様

請求金額 金 円

債権者コード	東松島市立 学校
債権者住所	東松島市
債権者氏名	校 長 印
補助事業名	年度東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金 (派遣) 事業
補助金交付決定日	年 月 日
請求内訳	確定払
指定口座	金融機関名 : 口座種別 : 口座番号 : (フリガナ) 口座名義人 :

委任状及び口座振込申出書

代理人 住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め、債権(補助金)受領に関する権限を委任します。
また、補助金交付請求書指定口座に振り込んでいただきますようお願いします。

東松島市会計管理者 様

委任者 住所
氏名 東松島市立 学校
校長 校長 印

議案第 22 号

平成 31 年度使用教科用図書採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条及び第 17 条の規定に基づき、教育委員会に意見を求める。

平成 30 年 7 月 5 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明